

鳥取県告示第 175 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年4月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人伯耆みらい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡部 末吉
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡伯耆町大殿1010
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者自立支援事業を中心に、障害のある方が、自立した日常生活、社会活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。